

## 監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和5年9月28日

寒川町監査委員 後藤 雅弘  
同 太田 眞奈美

### 1 監査の種類

随時監査

### 2 監査の実施期間

令和5年8月15日から令和5年8月30日まで

### 3 監査の対象部課等

環境経済部 農政課

### 4 監査の対象

令和4年度における負担金、補助金及び交付金の交付事務等（一部委託料を含む）

### 5 監査の着眼点（評価項目）

監査の実施にあたっては、環境経済部農政課より監査説明書及び関係書類等の提出を求め、負担金、補助金及び交付金の交付事務が法令、規則等に基づき適切に処理されているか、負担金、補助金及び交付金の妥当性（公益性）が認められるか、事業の成果確認（有効性）が適正に行われているか等に着目して監査を実施した。

### 6 監査の実施内容

補助金、負担金等に係る予算執行、支出などの会計事務処理や事務事業の執行の適否などについて検査資料等の提出を町民部町民協働課に求め、書類の検査を行った。

### 7 監査の結果

負担金、補助金及び交付金の交付に係る事務については、「生産組合活動交付金」において、交付金の積算や実績報告に不適切な取り扱いがあった。

また、他の補助金においても、要綱等で定められた内容どおり事務処理が行われていないなど、不適切な事務が散見されたので改善されたい。

なお、留意すべき事項については文書指導とし、措置状況を求め、その他軽微な留意事項については、口頭で指導した。

### 8 監査の結果に関する意見

補助金等が、町民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、農業団体等に対し適切に事務が処理されるよう、指導監督に努めるとともに、町からの補助金の効果を不断に検証されたい。